

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの期間、同年6月から2年3月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から62年12月まで
② 平成元年1月から同年3月まで
③ 平成元年6月から2年3月まで
④ 平成2年9月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から④までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金に加入するのが義務と思っていたので、厚生年金保険資格喪失後の昭和62年7月ごろ、A市役所(現在は、B市役所C庁舎)に行き加入手続を行った。

申立期間①の保険料については、D町(現在は、E市)に住んでいた母に納付書を送付し、納付してもらった。申立期間②、③及び④の保険料については、未納があってはいけないと思い、自分がA市役所及びD町役場(現在は、E市役所F支所)で納付できないときは、母にD町で納付してもらっていた。

納付書が来たものはすべて納付したはずなので、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、それぞれ3か月、10か月、1か月と短期間である上、各申立期間前後の期間は保険料を納付済みである。

また、社会保険庁の記録から、申立期間②直前の昭和63年10月から同年12月までの保険料は平成3年1月31日に過年度納付により、申立期間②直後の平成元年4月及び同年5月の保険料は2年2月28日に現年度納付によ

り、2年4月から同年8月までの保険料は、同年7月から3年3月にかけて現年度納付していることが確認でき、D町（現在は、E市）に転居後は、保険料納付に強い意識を持っていたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年9月以降に払い出されており、D町転居以降において強い保険料納付意識がうかがえる申立人が、いずれの期間もD町転居後に保険料の納付が確認できる平成2年2月時点で現年度納付又は過年度納付が可能であったことを考慮すると、申立期間②、③及び④の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

2 申立期間①については、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和62年7月ごろ、A市（現在は、B市）で国民年金に加入し、D町に居住していたその母に頼んで保険料を納付してもらったと主張しているが、申立人の加入手続の時期に関する記憶は曖昧である上、保険料を納付したとするその母は、納付場所についてD町役場（現在は、E市役所F支所）で納付したと主張するが、E市役所によれば「当時のD町役場では他市役所発行の現年度納付書及び過年度納付書の取扱いは行っていなかった。」としていることから、申立人の主張する方法では保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から平成2年3月まで
② 平成3年4月から4年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の国民年金の加入記録及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①については、母が学生も国民年金に任意加入できることを報道で知り、昭和62年の初めごろに、A市役所で加入手続を行い、保険料も納付した。以降、毎年度の保険料を年度当初に一括で支払っていた。

私は、申立期間②当時、平成3年8月の1か月間を除いて厚生年金保険に加入していたが、母はその事実を知らずに、同年4月25日にB市役所で平成3年度分の保険料約11万円を一括で納付した。母が私の保険料の納付をしていたことは間違いないので、申立期間①が未加入とされていること及び申立期間②の納付事実が確認されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、その母が厚生年金保険加入の事実を知らずに、平成3年4月25日にB市役所で平成3年度分の保険料を一括して納付したと主張しているところ、その母の備忘録には「娘の国民年金はB市役所で」と記載されており、当該記載は、当該備忘録の他の部分の記載から、申立期間②当時に記載されたものと推認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間②の前年度である平成2年度の保険料は、申立人の主張どおり、前納されていることが確認できる上、その母が納付したと記憶する保険料額は、当時、申立期間②の保険料を前納した場合の保険料総額と一致することから、その母が申立期間②の保険料を

納付したとする主張に不自然さは見当たらない。

- 2 申立期間①については、申立人は、大学在学中の昭和 62 年に、その母が A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から平成 2 年 3 月に同年 3 月 3 日を資格取得日として払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①については資格取得前の期間のため、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の母は、申立期間①の各年度の保険料を前納したと主張しているが、申立人の母の保険料の納付に関する記憶は曖昧である上、平成 2 年 3 月分の保険料を同年 4 月に口座振替により納付したことが申立人の母名義の預金通帳の記載から確認でき、前納した形跡がうかがえないことから、申立人の母の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は平成 3 年 8 月を除く申立期間②の期間は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となりうる期間でないことは明らかであることから、同年 8 月を除いたこの期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、株式会社A社を辞めた後、B市役所で、国民年金の加入手続を自分自身で行い、保険料も納付した。婚姻後一緒に納付していた元夫のみが納付済みで私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付したとするその元夫も、申立人との婚姻期間中の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により申立人は申立期間以前の厚生年金保険から国民年金への2回の切り替え手続を適正に行ったことが確認できることから、株式会社A社を退職後、直ちに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容には不自然さは見当らない上、平成元年8月の退職に伴う手続も適正に行ったと考えられ、申立期間の保険料を納付することも可能であったと推認できる。

さらに、B市役所保管の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金資格の再取得日は、平成元年8月26日（平成19年1月16日に、元年9月1日に記録訂正）であることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、現年度納付あるいは過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は平成元年8月時点では厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となりうる期間でないことは明らかであることから、同年8月の記録の訂正を行うことはできない。

新潟国民年金 事案 843 (事案 371 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月及び57年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から61年3月まで
当初の判断後、申立期間に係る昭和56年の確定申告書控が見つかったの
で、申立期間について再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料の領収書及び確定申告書控をすべて所持しているにもかかわらず、申立期間については、国民年金保険料の領収書及び確定申告書控等を所持していない。また、申立人は、納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 しかしながら、当初決定後に、申立人から新たに提出された昭和56年の確定申告書控の社会保険料控除欄には、国民年金の支払保険料として5万2,540円と記載されており、当該金額は56年2月から57年1月までの保険料の金額と一致することから、申立人は申立期間のうち56年12月及び57年1月の保険料を納付したものと考えられる。
- 3 一方、昭和57年2月から61年3月までの申立期間については、申立人から提出された56年の確定申告書控には当該期間の保険料納付を示す記載は見当たらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月及び57年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から38年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

保険料は、妻が町内の集金人に一緒に納めていた。妻と同居する以前の保険料も、妻に納めるように頼んだのを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その妻も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その妻が保険料を町内の集金人に納付していたとしているところ、事実、申立人の居住している地域に申立期間当時から居住している人から、当時、納付組織が存在し、保険料の集金が行われていたとの証言が得られるなど申立内容には信憑性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月11日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であり、納付意識の高いその妻が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から53年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが納得がいかない。

私と夫は、昭和61年に家を新築するために当時のA団体から各々300万円の融資を受けたが、この融資を受けるには国民年金に15年以上加入し、かつ、国民年金保険料を15年以上納付していなければならないので、44年9月ごろから国民年金に加入し保険料を納めていたはずである。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び死亡した日に属する月分の国民年金保険料を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫は昭和61年5月5日に家屋を新築する際、B銀行C支店を窓口として当時のA団体から各々300万円の計600万円の融資を61年7月16日に受け、同年7月21日にA団体を抵当権者とする抵当権設定登記を行っていることが確認できることから、この融資額を受けるには国民年金保険被保険者期間及び国民年金保険料納付済期間が15年以上必要とされており、事実、当該団体の債権回収事業を承継したD団体の証言、及び当該団体発行の「年金融資の受け方(昭和61年度版)」パンフレットの記載内容からも、その融資要件は明らかであることから、申立人及びその夫への融資実行当時、申立期間の保険料は納付済みであったと考えられる。

さらに、社会保険庁及びE市役所の国民年金被保険者名簿の記録によれば、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が昭和 49 年 10 月 28 日に既に払い出されていたが、当該記録は申立人の他界後の平成 19 年 5 月 1 日に至って重複を理由として取消しがなされるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった疑いが認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人は既に他界しており、当時の保険料納付状況は不明であるものの、申立人及びその夫に上記の融資が行われた事実、及び申立人には複数の国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時期はそれぞれ第 2 回及び第 3 回特例納付期間内であったことなどを考慮すると、保険料納付意識の高かった申立人が保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月1日から38年4月12日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年11月1日に、資格喪失日に係る記録を38年4月12日とし、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月末から38年4月中頃まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社B工場に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

昭和36年から40年までの間、秋から春にかけてA社B工場において出稼ぎ労働者として勤務した。全部で4冬勤務したはずだが、37年から38年までの期間のみ厚生年金保険被保険者期間が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言並びに申立人のA社B工場における申立期間以外の厚生年金保険被保険者記録及び申立人の失業保険金の受給要件から、申立人が申立期間のうち、昭和37年11月1日から38年4月12日までの期間において、同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間とほぼ同時期に、A社B工場において冬期間のみの出稼ぎ労働者として勤務していたとしている同僚7人には、当該期間について厚生年金保険の加入記録がある上、申立人が申立期間の前後に出稼ぎとして同社B工場に勤務した期間については、同工場において厚生年金保険の加入記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 12 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における 37 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和37年10月25日、資格喪失日を38年4月25日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年10月25日から38年4月25日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社B工場に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

昭和36年から41年までの間、秋から春にかけてA社B工場において出稼ぎ労働者として勤務した。全部で5冬勤務したはずだが、37年から38年までの期間のみ厚生年金保険被保険者期間が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間とほぼ同時期に、A社B工場において冬期間のみの出稼ぎ労働者として勤務していたとしている同僚7人には、当該期間について厚生年金保険の加入記録がある上、申立人が申立期間の前後に出稼ぎとして同社B工場に勤務した期間については、同工場において厚生年金保険の加入記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭

和 37 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年6月1日まで

「ねんきん特別便」が郵送されてきて、厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間が厚生年金保険未加入期間となっていることが判明した。

A社の昭和50年4月及び同年5月分の給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されている。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与支払明細書及び同僚の証言から、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和50年6月1日であることが確認でき、申立期間当時、当該事業所は適用事業所ではなかったものの、当時の同僚は、「昭和50年5月1日には5人以上の従業員が常時勤務していた。」と証言していることから、当該事業所は、同年5月時点においては、適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、申立人の所持している昭和50年5月の給与支払明細書から、厚生年金保険料の控除が確認できる上、申立期間当時のA社の事務担当者は、「厚生年金保険料は当月控除であった。」と証言していることから、申立人は、50

年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の保管している給与支払明細書から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月21日から同年10月21日まで

「ねんきん特別便」で確認したところ、A社B支店に係る厚生年金保険の資格喪失年月日が実際の退職日より1か月早い昭和54年9月21日になっていることが分かった。

当該事業所には昭和46年9月23日から勤務し、54年10月20日に退職した。

C厚生年金基金の資格喪失年月日は昭和54年10月21日になっており、厚生年金保険の資格喪失年月日が間違っていると思われるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書から、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人のC厚生年金基金の加入員証及び企業年金連合会発行の年金支給義務承継通知書において、資格喪失年月日が昭和54年10月21日と記載されていることが確認できる上、D企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員番号払出簿において、申立人は同年9月21日付けで中途脱退処理が行われ、その後同年10月21日付けの中途脱退として記録が訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の人事担当者は、上記の訂正処理について、「申立人の退職年

月日の処理を誤ったものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失届を行わず、申立期間に係る保険料を納付していないとしていることから、事業主が、昭和54年9月21日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和44年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、法定免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年8月から46年3月
②昭和59年6月から61年3月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年8月から46年3月までの期間及び59年6月から61年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①の保険料は、当時住んでいた町内会の町内会長に保険料を納付していたはずであり、申立期間②については、障害年金受給期間であるため法定免除となるはずであり、両申立期間がともに未加入とされていることに納得がいかない。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月ごろ及び46年7月23日に2回払い出されているが、社会保険庁の記録から、35年10月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号は39年4月1日付けで資格喪失の手続がなされていることが確認できるとともに、社会保険事務所及びA市役所の記録から46年7月に払い出された国民年金手帳記号番号の資格取得

日は46年4月1日であることが確認できることから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立期間①当時に居住していたA市内の町内会で保険料を納付していたとしているが、戸籍の附票から申立人は昭和46年5月にA市へ転入するまでは、B村（現在は、C市）に住民登録していたことが確認できることから、申立人の主張する方法では保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の妻には、申立人がさかのぼって保険料を納付したことをうかがわせる記憶が無い上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②については、申立人の妻は、申立人は障害年金受給者のため、法定免除になるはずであると申立てているが、申立人は旧船員保険の障害年金受給権者であるため、旧国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条第1項第1号による法定要件を満たしておらず、旧国民年金法に定める法定免除の対象とはならなかったものと考えられる。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②について、国民年金保険料を法定免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年10月までの期間及び62年2月から平成2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年10月まで
② 昭和62年2月から平成2年2月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、結婚前に現在の夫とA市役所の方に相談し、結婚して会社を辞めた後は、国民年金に加入した方が良いだろうと思い、私自身がA市役所で加入した。

申立期間の保険料は、夫が納付してくれたはずなので、両申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和60年10月ごろにA市役所で国民年金加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から平成8年8月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、時効により両申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が両申立期間当時に居住していたA市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 16 日から 43 年 1 月 5 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、申立期間について、A社における被保険者記録が確認できなかった。

昭和 42 年 10 月 16 日にA社へ入社し、技術者として 44 年 7 月まで勤務した。勤務していたことは間違いないので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

二人の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚二人から、申立期間当時、A社には見習期間が設けられていたとの証言が得られ、そのうちの一人は、「見習期間は、技術者としての業務経験のある者や資格を所持している者以外の新入社員を対象として設けられており、当該期間については厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言している。

一方、申立人は、A社に入社した当時、技術者としての業務経験が無く、資格も所持していなかったとしている。

以上のことから、申立人についても見習期間が設けられ、当該期間については厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 60 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

昭和 58 年 9 月 1 日から 60 年 5 月 31 日までの申立期間すべてではないが、この期間内において A 市の施設に A 市役所の臨時職員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間のうち、昭和 60 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間、A 市役所において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間については、A 市の施設に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 市役所の担当者は、上記期間について、「ちょうど 2 か月の勤務期間なので、厚生年金保険被保険者としての資格要件から、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と証言している上、複数の同僚も、当時、人員の調整等を目的に臨時職員の労働契約期間を 2 か月とすることもあった旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで、A 県立 B 高等学校に常勤講師として勤務した。赴任当時に同校の事務長から、厚生年金保険に加入するか否かを聞かれ、加入する旨を伝えた。給料から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

2 年くらい前に、年金加入について A 県に問い合わせをしたが、丁寧な対応をしてもらえず記録が無いという回答であった。当時の給与明細書は処分して所持していないが、申立期間について調査し、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県立 B 高等学校が保管する履歴証明書及び申立人が保管する申立人に係る A 県教育委員会発行の辞令書の写しから、申立人が申立期間において同校に勤務していたことが確認できる。

また、A 県立学校の常勤講師については、「昭和 49 年必携、県立学校臨時的任用職員取扱要領」により、厚生年金保険に加入することとされていたことが確認できる。

しかしながら、A 県立 B 高等学校に対し照会を行っても申立期間において申立てどおりの届出及び保険料納付がなされたことを確認できる関連資料は無いと回答している上、申立期間当時の事務長の連絡先については不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる証言等を得ることができない。

また、A 県立 B 高等学校に申立期間の前後に採用された常勤講師についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、社会保険事務所が保管する同校に

係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年10月1日まで

「ねんきん特別便」で加入期間の照会を行ったところ、A社B工場の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給していることになっていた。

私は、昭和17年4月にA社B工場に入社したが、20年3月の空襲により社員寮が罹災したため、罹災証明をもらい実家に戻った。終戦後に、当該事業所から「昭和20年9月30日までに入社しない者は解雇する。」という旨の通知があったが、復帰する意思が無かったので、そのまま実家で農業をしていた。実家にいる間に会社から連絡を受けたのは、入社通知と解雇通知の2回だけである。

私は、脱退手当金はもちろん退職金すら受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 17 日から 42 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に年金加入記録を確認した際に、A社の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金が支給済みであることを初めて知らされた。
A社を退職した当時は、年金制度についての知識が無く、脱退手当金受給の手続を行った覚えは無い。また、退職する際に退職金等も受け取った覚えは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月半後の昭和 42 年 8 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず昭和 55 年まで国民年金保険料を納付しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 7 日から 45 年 1 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 1 日から 46 年 4 月 29 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 14 日から同年 11 月 21 日まで

老齢厚生年金裁定の際に、A社のB部門で勤務していた申立期間の標準報酬月額を確認したところ、実際に受け取っていた給与額は20万円以上であったにもかかわらず、これより低額の標準報酬月額になっていることに納得がいかない。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 44 年 7 月から 45 年 8 月までの期間は 5 万 2,000 円、45 年 9 月から 46 年 3 月までの期間は 10 万円となっており、^{そきゆう}遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、申立人は、「A社の給与は20万円以上であった。」と主張しているところ、申立人が提出した昭和44年12月及び45年12月の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間内にA社において厚生年金保険被保険者であることが確認できるC部門の同僚二人は「C部門とB部門があったが、B部門の社員はC部門の社員よりも給与は多かったと思うがどれくらいかは分からない。」と回答しており、うち一人は、「昭和44年当時の給与は3万円前後であった。」と証言している上、当該事業所も、「申立てどおりの給与は支払っていなかった。」と回答している。

2 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 49 年 2 月から同年 7 月までの期間は 5 万 2,000 円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 8 万円となっており、遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、申立人は、「A社での給与は出来高払い制であり、その額は 20 万円以上であった。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間内にA社において、厚生年金被保険者であることが確認できる同僚二人は、「当該事業所が、出来高払い制を導入したのは昭和 50 年以降である。」と証言しており、申立期間③当時は、当該事業所においては、出来高払い制は採用されていなかったことがうかがえる上、当該事業所は、「申立期間③当時の給与関係書類は廃棄済みのため保存していないが、申立人が主張するような高い給与額ではなかった。」と回答している。

3 このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 30 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑥ 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑦ 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑧ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑨ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑩ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑪ 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑫ 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 29 年 5 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで A 営林署に冬期間を除いて勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が 3 年間しかないことが分かった。

毎年冬期間を除いて勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 営林署の雇用台帳及び社会保険庁のオンライン記録で確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間に A 営林署に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 森林管理署 C 支署（A 営林署の後継事業所）は、「当時、A 営林署に勤務した人は、営林署管内の各事業所で仕事に従事していた。厚生年金の加入については、各事業所に選択を委ねており、申立人が就業していた

D事業所では、勤務する年ごとに作業員全員の同意を得なければ、社会保険には加入しないことになっていた。」と回答している。

また、申立人と同じD事業所に勤務した同僚二人は、「社会保険に加入すると手取りが減るので、嫌がる人も多数いたため加入していない年も多かった。加入していない年は、給与から厚生年金保険料の控除はされていなかったことを承知している。」と証言している。

さらに、B森林管理署C支署は、各申立期間において申立てどおりの届出及び保険料納付がなされたことを確認できる関連資料等はないと回答している上、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 30 日から 15 年 8 月 1 日まで

A 社会保険事務所による年金記録確認のための調査の際、平成 6 年 6 月 30 日付けの B 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失について、会社を辞めていないのに同資格を喪失しているのはおかしいと言われた。

しかしながら、私は、社会保険料を滞納していた平成 6 年秋ごろ、同社会保険事務所の職員の指導で同資格を喪失したのであり、今さらおかしいと言われることに納得がいかない。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の代表取締役である申立人は、平成 6 年秋ごろ、同社が経営不振で厚生年金保険料を滞納していたため、A 社会保険事務所の職員に納付相談をしたところ、さかのぼっての標準報酬月額変更及び厚生年金保険被保険者資格喪失の届出をすることを勧められ、当該届出を行ったと主張しており、社会保険庁の記録からも、同年 11 月 4 日に、申立人の同社に係る標準報酬月額が同年 1 月 1 日までさかのぼって減額されるとともに、申立人の同資格が同年 6 月 30 日までさかのぼって喪失されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したことは無いと主張しており、社会保険庁のオンライン記録からも、申立人は、平成 6 年 6 月 30 日から 15 年 8 月 1 日まで国民年金の第 1 号被保険者であり、8 年 2 月及び 14 年 7 月から 15 年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B 社は、平成 9 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、15 年 8 月 1 日に再び適用事業所となるまでは、同社において厚

生年金保険被保険者資格を取得することはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 30 日から 48 年 9 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和 43 年 6 月に A 社に勤めて以来、58 年冬の一時期と、同年 9 月から数か月間の出向期間を除いて、ずっと勤務を継続していた。記録が失われたかもしれないので、よく調べて申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役及び同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者であった 10 人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を含む 6 人は昭和 43 年 10 月に被保険者資格を喪失し、このうち 5 人は同社において再び被保険者資格を取得していることから、事業主は、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがわれる。

また、A 社は、申立期間に係る届出及び保険料納付については不明であると回答している上、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
農業協同組合に年金請求手続を行ってもらった際に、A社勤務時の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支払われていると聞いた。
私は、脱退手当金を受け取った覚えは全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の厚生年金保険被保険者台帳には当該脱退手当金の裁定庁あてに脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答した記録があるほか、社会保険事務所保管のA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日まで
「ねんきん特別便」が届いたので、厚生年金保険の加入記録と自分が保管していた給与支給明細書の金額と比較したところ、実際の支給額と社会保険事務所の記録に係る標準報酬月額とに約 5 万円の差があることが判明した。
このため、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社における給与支給明細及び給与所得の源泉徴収票から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額については、社会保険事務所の記録における標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、A 社は平成 14 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び同僚も連絡先が不明のため証言を得ることができないことから、申立人の保険料控除の内容について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 57 年 12 月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社において営業担当として勤務した4年間余りの厚生年金保険加入記録が欠落していることが分かった。

勤務期間当時に撮影した写真が残っており、在職したことを確認することができるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された記念写真から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の資料が無く、元事業主は、厚生年金保険の加入について、「営業社員は定着率が悪かったので、入社してから6か月から1年間は様子を見るための期間として社会保険に加入させていなかった。その後も本人の希望により加入したくない人には敢えて無理に加入を勧めなかった。給料が出来高制だったので収入の多い人は、社会保険料も多くなるので加入を嫌がる人も多かった。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録においてA社での厚生年金保険の加入が確認できる4人は、「営業社員は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、昭和54年4月6日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、同年4月5日以前の期間については適用事業所でないことが確認できる上、当該事業所に係る被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から同年 12 月 15 日まで

「ねんきん特別便」が届き、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A保健所に臨時職員として勤務していた期間についての加入記録が欠落していた。

勤務していた期間は給与から保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB市役所の人事記録から、申立人が申立期間において、A保健所に日給の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B市役所は、「申立期間当時、日給の臨時職員は厚生年金保険の適用対象外であったと思われる。」と回答している上、申立期間当時、B市役所において被保険者資格を取得した5人のうち3人は、日給の臨時職員の期間があったと証言しており、社会保険庁のオンライン記録から、臨時職員であった期間は厚生年金保険被保険者としての記録が見当たらないことから、当時、B市役所では、日給の臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A保健所は昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は、A保健所は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、適用事業所であった上部機関のB市役所に係る社会保険庁のオンライン記録（職歴審査照会回答票(個人情報)）には、申立期間において申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。